

Title	支那史料に現はれたる我が上代(七)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.2 (1930. 6) ,p.19(191)- 49(221)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300600-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那史料に現はれたる我が上代 (七)

二〇

なほ喪葬に關して

其死有_レ棺無_レ槨、封_レ土作_レ冢、始死、停_レ喪十餘日、當時不_レ食_レ肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬、舉_レ家詣_ニ水中、澡浴以如_ニ練沐_一

といふ記事が見えてゐるのであるが、その最初に記るされた、其死有_レ棺無_レ槨、封_レ土作_レ冢といふ文句は、後に耶馬臺國女王卑彌呼の死について、

卑彌呼以死、大作_レ冢、徑百餘步、徇葬者奴婢百餘人

とある記事と相俟つて注目すべきものである。蓋し考古學者の論ずるところによると、九州殊にその北部地方に於ては、所謂合口式甕棺の分布が濃厚であり、その棺内の出土遺物として細形銅劍、狹鋒銅鉞、クリス形狹鋒銅劍等の古式の銅劍銅鉞類や、玻璃製璧や、雷文鏡、星雲鏡、精白鏡、日光鏡等の鏡鑑類

と共に、鹿角製管玉や貝釧などの諸品目を見るこのことであり、かつその棺外から屢々石器、石屑及び彌生式土器を伴出するといふ事實により、この種の甕棺が當に金石併用時代の文化所産なるべきことを認め、それと同時に雷文鏡星雲鏡を以て前漢時代に比定し、精白鏡日光鏡の類を以て王莽時代或は王莽時代を中心としてその前後の時代に比定し、夔鳳鏡の類を以て後漢初期に及ぶものとなす推定と、朝鮮黃州郡黑橋面にて前漢の宣帝神爵二年(西紀前六〇年)所鑄の五銖錢二個その他と共に、細形銅劍、狹鋒銅鉞が發見された事實、及び甕棺と同種の土器を出す筑前國糸島郡松原から王莽の貨泉を出した事實とによりて、甕棺の實年代の一部が王莽時代を中心として前漢末期より後漢初期に互る、約一世紀前後の中に觸れるところありとなす推測が下されてゐるのであるが(史學第六卷第二號所載森本六爾氏論文「甕棺に關する一考察」參照)、果してこれだけの條件が整つてゐるとすれば、その結論は大體に於て穩當であらうと考へられるのである。けれどもその甕棺使用の終末期が三國時代以前であつたか、以後であつたか、考古學上明確に之れを認定すべき何等の根據も存しないのである。たゞ「現代に於ける銅鉞銅劍の廢滅期に對する考察の比較的妥當性をもつことから考へて」、甕棺の使用が「魏晉時代に這入つてすでに殆ど迹を斷つたとする考察は」必ずしも不當なものとして排斥するには當らないといふ見解には、もとより之れを不當として排斥すべき何等の理由も有しないばかりでなく、記録上よりは更に進んで甕棺の使用が、或は三國時代以前に終つたのではないかといふ疑念をすら懷かしむる理由が存するのである。即ちその

疑念を生ぜしむる理由は、こゝに掲出した「其死有棺無槨、封之作冢」といふ魏志倭人傳の葬法に關する文句をば、如何に解すべきかといふ點に存するのである。

もし魏の當時に於て、合口式甕棺に死體を入れて葬むるといふが如き、特異の葬法が一般に行はれてゐたものであるとすれば、その倭人の葬法について記する場合に、單に「有棺無槨」とのみ記るし、その事實について何等記するところなきは、之れを如何に解すべきであらうか、疑ひなきを得ないのである。されどこの文面上からは、魏人は當時倭人の間にかくの如き葬法あることを知らなかつたものと認めなければならぬのであり、たとひなほ絶滅するに至らなかつたとするも、少くともはやこの習俗は一般的には行はれてゐなかつたもので、普通には「棺」と稱すべき型式のものによりて、死者を葬つたものであることが、推測せられるのである。かつその墓には槨を有しないが、土を盛りて塚墳を造るといふ風習が已に行はれてゐたことは、この墓制についての記事及び卑彌呼の墓に關する記載によりて疑ふべからざるところである。而もこの事象は一部の考古學者が考ふるやうに、果して畿内所産の文化相が九州所産の文化相を壓倒驅逐せし事實を示すものとして認め得べきであらうか、また疑ひなきを得ないのである。

蓋し考古學者の論ずるところによると、北部九州の地に於ては一方に於て合口式甕棺が行はれたと同時に、他方に於て之れと並んで粗製組合式石棺が存在したといふのであり、たとへば肥前國北高來郡有

喜村貝塚にて原始的石棺とも稱すべきもので、箱式組合石棺の先行的構造として認められ得べき、簡單なる石箱式構造が発見せられてゐるのであり、(人類學會雜誌第四十一卷一、二號參照)所謂粗製組合式石棺の起原が甚だ古く、而も九州に於ける一種の墓制として認むべきもので、必ずしも畿内所産文化の影響として認むべきでないことは、略推考せらるべきところである。況んやこの種の石棺を主體とする墳墓より、往々銅鉾銅劍を出すことがあり、同じくその遺物を包有する甕棺とは、その時代の相關的なるを思はしむるのみならず、時にはその兩者の共存を示す場合すらも存するのである。たとへば中山博士の調査報告に據ると、筑前の前原、鹿部、生松原や、筑後の高三瀦、龜甲や、肥前の鳥栖などにて、兩者が並び存するのを見たこのことであり、この事實はまた須玖岡本等の甕棺所在地の一部分に一種の大石が存せし事實や、筑前國朝倉郡平塚に於て甕棺の蓋に石を以てせる事實と共に看過し難きことと稱せられるのである。(考古學雜誌第十一—十五卷所載中山博士論文參照)かつまた甕棺の分布が九州北部に於てその密度最も濃厚で、北は對馬に及び、南は殆んど九州全部に互ると共に、その餘沫とも見るべきものは、北部四國を経て、近畿より三河にまでも及んでゐるやうで、同じく北九州に中心を有する銅鉾銅劍の分布と殆んど相一致して居り、なほ朝鮮全羅南道羅州郡潘東面徳山里古墳よりも甕棺の發見せられしものがあり、朝鮮會寧に於ても石器時代の甕棺の發見せられしものがあり、その他アメリカ・インディアンにもスマール人の都市にも甕棺使用の習俗があり、禮記や周禮にも瓦棺の名を見るのであるが、

(考古學雜誌第十三卷第九號所載後藤守一氏論文「甕棺陶棺について」參照)而もその型式は我が九州に於て發見せらるゝものとは一致を見ないやうであり、たゞこれ等の事實は死者を葬むるに甕を以てするといふ思想が、必ずしも或る一民族にのみ限りて發生すべき思想にあらざることを教ふると共に、また我が九州に於て發見せらるゝ甕棺使用の習俗も、之れと密接なる關係を有するやに思はるる所謂彌生式土器の起源傳統と共に、果して特發と認むべきや、或は他にその起源を索むべきや、容易に斷ずべからざることを教ふるものであり、なほ大に將來の研究に俟たなければならぬことを思はしむるだけに過ぎないのである。これと同時に粗製組合式石棺の分布も、今日なほ斷案を許さない事情にあるのであるが、その分布は甕棺よりも一層廣汎なる地域に亘つて居り、かつまた今西博士の報告によると、易州房山縣北七八町の地點で、時代は不明であるが、二個の石棺の露出せるを見たこのことであり、(考古學雜誌第十三卷第九號參照)また朝鮮牙山屯浦面の遺跡にても細形劍、狹鋒銚出土の同式棺が發見されたこのことであり、或は大陸にその系統を引くものではないかといふ疑念を起させないでもないが、とにかくも、石器時代の遺跡にその萌芽を現はしてゐるのであるから、たゞ九州の地だけに就いて見るも甕棺よりも却つて先出のものであり、而も甕棺よりも更に後世まで永く存続したものであらうとの見解が認められるのである。

而して外部の塚墳に至つては、かの甕棺の場合に於ても既にその萌芽を見るといふのであり、多くの

甕棺は地を穿つて地表下に置いたものであるが、稀には筑前國筑紫郡那珂村板付字田端の場合のやうに、その上に圓墳狀封土を認むることがあり、(考古學雜誌第七卷第七號所載中山博士「銅銚銅劍の新資料」參照)また筑前國前原の畑地で見出された大甕も、圓墳狀隆起發掘跡に存したといふのであり、(同誌第十卷第四號所載同博士「大甕を發見せる古代遺蹟」參照)かつ筑前須玖岡本にて發掘せし甕棺の場合も、大石の上に墳丘といふべき隆起があつたらうと推測せられてゐるのであり、殊に甕棺の周圍を粘土を以て詰めてゐたといふ事實は注目すべきことであらう(同誌第十二卷第十、十一號同博士「明治三十二年に於ける須玖岡本發掘物出土狀態」參照)。高橋博士は「墓に墳丘を營むことは、東亞諸國に限らず、歐羅巴に於ては新石器時代からあつたことは學界周知の事で、古代に於ては殆ど世界的に一般に行はれたのであるから」、我が國の墳丘は「外來文化の影響によつて出來たものであるか、はた自發的に成立したものであるか、餘り判然しないけれども、大體は自發的に成つたと見るが妥當であらう」となし、「その實例としては豊後國西國東郡高田町大字美和字雷の古墳のやうに、所謂金石併用時代に溯るべき圓墳が存在するのであるから(同誌第七卷第二號高橋博士論文參照)、北部九州に於て銅銚銅劍が石器と共に用ひられた、所謂金石併用時代に發達したものと認められるのであるが、而も「この銅銚銅劍の類は最初支那から傳はり、それが主として九州北部に於て發達したのであるから、この種の墳丘は支那文化の影響を受けて出來たやうにも思はれるが、また一方から考へると(中略)圓形墳は古代に於て廣く行はれたのであ

るから、必しも支那文化の影響とも見えないのである。果して然らば圓形墳は單に九州北部ばかりではなく、畿内地方に於ても夙に金石併用時代にもあつたであらう」と論じて居られるのであるが、(高橋博士著「古墳と上代文化第二章墳丘」參照)然し所謂金石併用時代に溯るべき圓墳の確實な實例がたゞ豊後高田町の一例だけである場合に、たとひ圓形墳が古代に於て廣く行はれたものであるとしても、それだけの理由では「圓形墳は單に九州北部ばかりではなく、畿内地方に於ても夙に金石併用時代にもあつたであらう」といふ推論を正當ならしむるには、なほ甚だ不十分なるを免かれないのである。何ぜなればたとひ古代に於て廣く行はれたことであつても、必ずしも何れの地に於ても事實上同様のことが起るとはいへないからである。たとへば石器時代について銅器時代、鐵器時代といふが如き順序で、文化發展の階程を進むことは、世界的に一般に行はれたところであるけれども、我が國では石器時代も舊石器や中石器時代の遺物を見ないで、新石器時代の遺物に始まり、特に銅器時代と稱すべき時代がなくして、銅器も鐵器も石器の中に混在するを見るのであり、ついで直ちに鐵器の時代となつてゐることは、學界周知の事實である。これ蓋し國內に於て自發的に發達すべき機會を有せざる中に、既に早く隣邦支那に於て高度の文化が發達し、その影響を蒙つた爲めであることは疑ふべからざるところである。されば墳丘の場合に於ても、既に前漢時代以來支那との交通が行はれて居り、而もその地に於ては既に廣く墳丘の制が實施されてゐたとすれば、寧ろその影響を蒙つたと見る方がより正當ではあるまいかと考へる。況

んや金石併用時代に於ける圓墳の遺蹟が、たゞ豊後高田町の一例だけであるとすれば、一層この感を深からしむるものが存するのである。のみならず、もしまだ中山博士の報ぜられるやうに、既に甕棺の場合に於ても稀には圓墳狀封土が存したとすれば、九州に於ける圓墳は前漢末乃至後漢初にまでも溯り得べき可能性を有することゝなる譯であり、たとひ後の高塚が甕棺の封土から系統を引いて發達したものとばなし難しとするも、(中央史壇第六卷第一號梅原氏「上代墓制の沿革」參照)金石併用時代に於ける高塚類似封土の存在せし事實だけは認めなければならぬのであり、もしまだ甕棺式墓制には全然封土の存在を認めないとするも、同時に甕棺以前にその萌芽を有し甕棺と共に並び行はれ、更に甕棺に代つて一般的に行はるゝことゝなつたらしいと稱せられる(前掲森本氏論文參照)、かの粗製組合式石棺をば内部主體となす場合にも、亦古くより墳丘を設けし事實あることは、金石併用時代に於ける小圓丘封土の實例である、豊後國高田町美和の雷古墳内部が粗製組合式石棺であり、これにクリス型銅劍二口を藏せしことによりても推想され得るところであるから(高橋博士著「銅銚銅劍の研究」參照)「漢代に我が九州中國の一部に現はれた同式は、滿洲や朝鮮の影響を受けたもので、まに後の我が高塚に見る箱式棺が前者から系統を引いたものと認めることは、此の場合穩當な見解であり」、「これは甕棺に比して一層高塚と密接な關係に立つ譯で、高塚の起源は蓋しここにあるのではあるまいかと考へしむる」ものがあるとするれば(前掲梅原氏論文參照)、即ち九州に於ける高塚が金石併用時代以來の古い起源を有するものである

ることは、當に疑ふべからざるところであらう。

然るに畿内地方に於ては所謂金石併用時代に墳丘が存せしかごうかは全く不明であり、かの畿内所産文化の代表物として考古學者の間に略確認せられてゐる前方後圓墳の如き、元來鐵器時代の文化所産であるに拘はらず、たとへば大和國佐味田黄金山古墳の如き、「出土遺品の種類に於ても銅鍍石製品等を有し、しかも中につきて磨製石斧の如き先行文化の傳統を表示するものを含んで居り」、「第三世前後の築造となすべき可能性最も多く、少くとも第四世紀の前半を下らないであらう」との所說を見るのであるが（「日本上代文化の考究」所載森本氏論文參照）、「中につきて磨製石斧の如き先行文化の傳統を表示するものを含んでゐる」といふ事實は、必ずしもその起源の金石併用時代に溯るべきを指示するものとも認められないのであり、曾て高橋健自博士が大和國畝傍山麓なるイトクノモリ古墳をば前方後圓墳なりと認定し、以てその起源を金石併用時代にまで溯るものと斷ぜられたやうな論法には、到底従ふことが出来ないことは、當時既に詳論せし通りである。（史學第二卷第三號所載「耶馬臺國の位置について」參照）。

けれども假りに畿内地方に於ても亦九州地方と同じく、既に金石併用時代に於て高塚の制が行はれてゐたとするも、かつまたそれは九州方面よりの影響ではなく、畿内の地に於て自發的に發源せしものであるとするも、曩に論述した事情を考慮するときは、その反對の事實即ち九州に於ける高塚の制が、畿内方面よりの影響として起つたものであるとは到底考へられないところである。たゞ所謂前方後圓墳な

る一種の墓制は畿内地方を中心として行はれたものであり、随つてこの種の墓制が九州方面に現はれた時代は、恐らく畿内方面の政治的勢力が九州の地にも及んだことを示すものとして、認め得べきであらうと推せられるのであるが、而もその畿内に於ける發源の時代はもとより確然たる年代推定の論據が存する譯ではなく、たゞ大體の見當を推想し得るに過ぎないのであり、その第二、三世紀の頃となす推定の根據は、大和國佐味田黄金山古墳を以て溯り得べき最古の確實なる前方後圓墳の一例となし、之れを以て第三世紀前後少くとも第四世紀の前半を下らざるものと認定し、尙一世紀の餘裕を加へてその發源の第二、三世紀頃にもあるべきことを想像せしものか、或は近江國滋賀郡和邇の大塚山古墳より一面の後漢代型式の鏡を出せしことなどが、また同一の推定をなさしめた一理由らしいのであるけれども、それ等の推定が果して幾何の可能性を有するものなるか疑ひなきを得ないのである。

而ももし第二、三世紀の頃既に畿内地方に於て前方後圓墳が發源し築造されてゐたとすれば、魏志倭人傳に見えてゐる、耶馬臺國女王卑彌呼が始めてその使節を魏に派したのは、魏の景初三年即ち西紀二三九年で、その女王の死んだのは、魏の正始八年即ち西紀二四七年であるから、恰も第三世紀の半頃に當つて居り、所謂前方後圓墳が畿内地方を中心として發展しつゝあつた譯であり、もし魏志の耶馬臺國が畿内大和を意味するものであるとすれば、當時その地に使せし魏の使節はかくの如き異常なる墓制について、當然注目したことを思はれるし、また當時既に最も有力なる中心的勢力であつた耶馬臺國即ち

大和國女王の墓制も當然前方後圓墳であつたはずであらうと推考せられるのである。然るに魏志の本文には倭人の墓制としては「其死有棺無槨、封土作冢」との記事があり、女王卑彌呼の墓制としては「大作冢、徑百餘步」との記事があるだけで、而も「徑百餘步」といふ記事は曾て論じたやうに、當然圓墳を意味するものと推せられるのであるから（史學第二卷第四號所載「耶馬臺國の位置に就いて」參照）、所謂前方後圓墳といふが如き特異の型式を有する墓制については、全然傳ふところがないのである。随つてもし耶馬臺が畿内大和であるとすれば、當時なほ畿内地方に於ても前方後圓墳の發生を見なかつたものと認めらるゝのであり、その畿内地方に於ける發源をば第二、三世の頃となす考古學者の推定は、乃ち誤謬として之れを認めなければならぬ可能の度が大なることとなる譯である。何ぜなればこの時代は既に記録を遺せる時代であるから、單に遺物のみによる推想よりも以上に、その時代の記録を參照すべきことは、もとより當然であると考へられるからである。

而ももし魏志の耶馬臺國を以て九州の地であるとすれば、魏志の記載は九州方面に於ける第三世紀頃の墓制を表示することとなる譯で、随つて當時九州地方に於てはなほ未だ畿内を中心として發達せる前方後圓墳の影響を見なかつたこととなるのであり、その外形は圓墳で、その内部には棺を有して槨を有しない型式の墓制が行はれてゐたことが、魏志の文面上明白なるところであると共に、また當時畿内地方に於ては既に所謂前方後圓墳なる墓制の發源し築造されたりしことも、或は可能のことであらうと

考へる。さればもし考古學者の推定の通りに、畿内地方に於ける前方後圓墳の起源が、確かに西紀第二、三世紀の頃に溯るべきものであるならば、魏志倭人傳の本文は即ち當時に於ける九州方面の墓制について記るせしものと認めなければならぬのであり、かく解することによりて始めて古記録と考古學者の研究結果との調和を見ることが出来るのである。

而して九州に於ける圓墳及び石棺の起源は遠く石器時代に溯るもので、必ずしも畿内方面の影響を俟つて始めて發生せしものでないことは、曩に述べし通りに、考古學者も亦之れを認めてゐるところであるから、たとひ畿内方面の圓墳は九州方面よりの影響によるものではなくして、獨自に發生せしものであるといふ、一部考古學者の考察を正しいものであるとしても、九州に於ける圓墳石棺が恐らく支那文化影響の結果として（或はその影響に據らないとなす一部考古學者の所説を假りに認めるとしても）、とにかく古く既に九州の地に於て發生し築造されたりし事實あるにも拘はらず、西紀第三世紀に於ける九州の圓墳が、略々同時代に畿内に於て發生せし圓墳の影響として認むべきものであるといふ議論は、到底成立し得べき餘地を認むることが出来ないのである。況んや九州方面にて發生せし粗製組合式石棺は「高塚築成が一般に行はるゝ時代となつては、九州一圓に特に濃厚で、更に近畿、山陰、四國その他にも普及し、遂に其の分布が舊日本の全土に及んで、當墓制の内部構造の一形式をなして居り」かつ對馬佐渡の遺跡、南滿洲旅順の遺跡、朝鮮忠清南道扶餘郡佳增里鳳凰山麓の遺跡等に於ても、また同式の石棺が發

見せられてゐるのであるから、「漢代に我が九州及び四國の一部に現はれた同式は滿洲や朝鮮の影響を受けたもので、また後の我が高塚に見る箱式棺が前者から系統を引いたものである」とすれば（中央史壇第六卷第一號梅原氏論文「上代墓制の沿革」參照）、地理上の關係から見ても、近畿山陰四國その他に於ける高塚及び組合式石棺は、やはり外來文化の影響が九州を経て各地に及んだ一實例として見た方が、より正當のやうに考へられるのであり、隨つて近畿に於ける高塚は九州方面に於ける高塚の發生よりも早かるべき譯はあるまいと思はれるので、畿内所産の文化相が九州の地に及んだといふ事實の證據としては、特に畿内文化の所産と認められてゐる前方後圓墳が九州の地に行はるゝことゝなつた事實を採らなければならぬ譯であり、九州に於ける圓墳はその箱式石棺と共に畿内に於ける圓墳以上に古い起源と系統とを有するのであるから、たとひ後に畿内方面よりの影響により築造せられしものがあつたとしても、之れを以て九州古來の圓墳と區別することは、恐らく事實上不可能のことであらうと考へる。少くとも西紀第三世紀頃の九州の圓墳が畿内所産文化の影響に據るものでないことは疑ふべからざるところである。

のみならず、既に曾ても屢繰返したやうに、元來文化相の影響は必ずしも政治的威力の擴大範圍を意味するものでないことは明白なところであり、九州の地に於て發生し、遂に所謂甕棺に代つて九州を支配したらしい組合式箱型の石棺が、九州一圓に特に濃厚で、更に近畿山陰四國その他にも普及してゐるか

らといつて、九州に於ける政治的中心勢力がその分布の及ぶ範圍に擴大せられたと考ふることの不當であると同様に、畿内文化所産の墓制も九州方面に及べるを見て、直ちに畿内の政治的勢力が九州の地を壓服奄有せりと認むべきにあらざることは、多言を要せざるところである。而も予は特に畿内文化の所産と認められてゐる前方後圓墳が、九州の地に行はるゝことゝなつた事實を以て、雷に畿内所産の文化相が九州の地に及んだといふ事實の證據として之れを認むるばかりでなく、同時にまた畿内の政治的勢力がそれと共に九州の地に及んだことを暗示するものであらうと推考するのであるが、之れ蓋し記録によりて傳へらるゝ我が國の史實上かく解することを以て正當と思はしむるものが存するからであり、決して考古學上の事實にのみ依頼した結論ではないのである。

要するに魏志倭人傳に當時の倭人の墓制として「有棺無槨」とあり、卑彌呼の墓制として「大作冢、徑百餘步」とあるものは、恐らく組合式箱型石棺を内部主體とせし圓墳を意味するものであり、我が國にてはその九州の地に於て發生し發達せし型式なることは、最も注目に價すべきことゝ考へられるのである。後の北史の倭國傳に、我が推古天皇の頃即ち西紀第七世紀の頃の俗として、「死者斂以棺槨、親賓就屍歌舞、妻子兄弟以白布制服、貴人三年殯、庶人卜日而瘞、及葬置屍船上、陸地牽之、或以小輿」とあるに比し、その相違の著しきものあるを知ると共に、第三世紀と第七世紀との中間に於て最も盛に行はれた、我が國の特有と稱せられる所謂前方後圓墳については、遂に支那人士の注意に上ることなくし

て終つたものと推せられるのである。

一一一

かつまた當時既に鐵器の用を知つてゐたことは、「竹箭或鐵鏃。或骨鏃」とあるによりても知らるゝのであり、また魏志韓傳弁辰の條に「國出鐵、韓濊倭皆從取之、諸市買皆用鐵、如中國用錢、又以供給二郡」とあるによりても察せられるところであるが、たゞその冶金術が既に我が國內に於ても行はれてゐたかどうかは不明である。或は「九州の北部博多の東に多々良といふ處があり、また博多の西に早良といふ郡があり、而も對岸朝鮮で古への任那の國にタ、ラ原といふ地があり、また之れと並んでサハラといふ處があつたのであるから、恐らく向ふ岸からその地の民が相率ゐて移住したものであらうと思はれるが、朝鮮語では鞆のどこをタ、ラといふので、鞆タ、ラといふ地名を傳へた移住民は必ず鞆を使つて生業を營んだもの、即ち鍛冶屋でなければならぬのである。だから九州の一部に少くも朝鮮系の冶金術が入つてゐることは信ぜざるを得ないのである」となし、「鞆をタ、ラといふのはテ、ラ即ち踏むといふ語から來たもので、足で踏む鞆を用ゐる爲めであり、ウラル・アルタイ諸民族に共通な方法である」となす白鳥博士の高説が見えるのであるが（史學雜誌第二十八編第八號所載同博士論文參照）而もたとひかくの如き移住民のあつたとしても、その移住せし年代が全然不明であるので、果して三國時代以前に起つたことである

かどうかといふ疑ひも生ずるのであり、また既に朝鮮にタ、ラといふ地名が存する以上は、その職業の如何に拘はらず、その地に住せしものが他に移住する際に、その地名を共に運ぶことも亦あり得べきことであるから、タ、ラといふ地名を運搬した住民が必ず韃を使つて生業を營んだもの、即ち鍛冶屋であつたとも限るまいし、三國時代の當時極東民族の間に於て、果して既にかやうな分業の行はれてゐたかどうかも疑はれるのである。殊に當時鐵鏃と共に骨鏃の使用されてゐた事實を考ふる時は、その文化も石器時代を去ることなほ遠からざる程度であつたやうにも思はれるのであり、その産業について記するところも、僅かに「今倭水人、好沈没捕魚蛤」とあり、「以木縣招頭」とあり、「禾稻紵麻蠶桑緝績、出細紵織縣」とあり、「耕田不足食、亦南北市糴」とあり、「國國有市交易有無」とあり、なほ魏への獻品として「班布二匹二丈」「倭錦、絳青縑、縣衣、帛布、丹、木狝、短弓矢」「白珠五千孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十四」とあるだけで、その他は曩に掲げた樹木蔬菜動物等の自然物を列擧するに過ぎないのである。さればその社會は貴族(治者)と庶民(被治者)とより成り、治者の從屬者として官吏兵士及び奴婢があつたことは、「以婢千人」「自侍」とあり、「徇葬者奴婢百餘人」とあり、「常有人、持兵守衛」とあり、また官吏に關する記事の各處に散見することによりて知らるゝのであり、その大官を一に大夫と稱し、また庶民は之れを大人と尊稱せしことも察せられると共に、庶民即ち下戸の間には農業或は漁業を以てその主要産業とし、傍ら狩獵や商業及び手工業などを以て副業とせしものゝやうに認められるのである。尤も冶金鍛冶の業

は炭の製造とも密接なる關係を有し、特殊の技能を必要とするのであり、古代に於ては特に神聖視せらるべき性質の業であるから、早く既に之れを以て主要生業とするもの、發生を見たかとも思はれるが、而もそれが獨立した分業として、成立するためには、相當の金屬器の需用が存しなければならぬのでなほ土器、石器、骨器等を主として使用せし時代に、果してかくの如き特殊の分業者を發生し得べきか疑はしく、たとひ後世鍛冶を渡世とする旅行者の存在が疑ひなき事實とするも（柳田國男氏著海南小記「炭焼小五郎が事」參照）、その起源年代が不明なる以上は、三國時代に於て既にかくの如きものが存在せしかごうか、その推定はもとより難問といはなければならぬのである。のみならず韃の用は單に鐵器の製造に必要なばかりでなく、銅銚銅劍等その他銅器の製造にも亦有要なるものであらうと推せられるので、單に韃の用法を知れりといふだけでは、必ずしも鐵器の製造をなせし事實を證するものではあるまいとも考へられるし、鐵鏃の如きは外國よりの傳來品とも考へられ得るのである。かつまた「兵用ニ矛楯木弓」そのみありて、漢書地理志の儋耳朱崖の條に「兵則矛盾、刀、木弓、弩」とある場合のやうな、刀や弩を缺いてゐることは、その兵器の一層簡單であつた事實を示すものであり、或は鐵刀の使用すらも一般には行はれてゐなかつたもので、たゞ支那方面より輸入せし鐵刀が、國王及び大貴族によりて貴重品として使用されしに過ぎなかつたものかとも疑はれるのである。

けれどもとにかくも朝鮮の南邊より鐵を産せし事實があり、「韓濊倭が皆共に従つて之れを取り、諸市

買皆鐵を用ふること中國の錢を用ふるが如し」と明記されてゐるのであるから、當時鐵の冶金術は恐らく韓濊倭共に之れを知りゐたりしものと推考せられるものあり、また隨つて骨鏃と並び用ひられたやうな簡単な鐵鏃を造る位の技術は、既に知られてゐたかとも考へられ、後に述ぶるが如き九州北部に於ける遺跡はまたこの事實を實證するものである。されば朝鮮南部と九州北部とにタ、ラといふ地名の存することは、恐らくその地名の起源が三國時代にも溯り得べきことを思はしむるものではあるが、而も當時はなほ之れを以て貨幣に利用した程、貴重なるものであつたらしいので、普通一般の用具などは恐らく未だ製造しなかつたものではないかとも疑はれ得るのである。かつまた銅器の遺物としては、銅銚、銅劍及び銅鏃、銅鐸といふが如き武器或は樂器と推せられるもの、それは何れも當時に於ては貴重なまた神聖視せられた器物に限られるらしいのであるから、それ等の製造は恐らく當時神聖視せられた人々によりて、神明の加護の下になされたこと、推せられるのであり、三國時代はもとより既にかくの如き時代は經過してゐたであらうが、而もなほ鐵刀鐵鏃などの製作の如きも、やはり限られた一部の神聖視せられた人々の業務であつたかとも推考せられ、所謂金石併用時代の終末期ではなかつたかとも思はれるのであり、或はたとひ既に所謂金石器併用時代を終つてゐたとするも、僅かに鐵器時代の初頭に當つてゐたらしく推せられるのである。さればその記載が畿内の事實を表はすものとするも、將たまた九州の事實を示すものとするも、その時代の性質上より既に塚墳時代の初頭に相當し得べきこと、考へられ得る

のであるから、随つてまた魏志に「封土作冢」とある記載とも一致し得るのである。而も「兵用ニ矛楯木弓」とある記載との間には、如何なる調和を求め得るであらうか。

蓋し我が國の兵器について考ふるに、九州北部の地方を中心として銅劍銅鉞の類が使用されたことが、遠く前漢末期より後漢に亘る、我が國の所謂金石併用時代に溯るべきことは、考古學界の通説であるが、而もその眞に兵器として實用に利用されたもの、出土が比較的少數であり、高橋博士によると、我が本地に於ける出土數は廣鋒銅鉞百七十一口に對して狹鋒銅鉞十九口、クリス形廣鋒銅劍三十六口に對してクリス形狹鋒銅劍十四口、平形銅劍三十八口に對して細形銅劍三十口となつてゐる事實、及び銅鉞銅劍と略、その分布を同じうする石劍の型式が、多くは鐵劍形となつて居り、明かに銅劍に類似せる型式を有するもの、中に、所謂クリス形銅劍の型式に類するものは、百十口の中僅かに五口、有樋式のもの十一口、有柄式のもの三十六口であり、もし朝鮮を除き我が本地のみについて見れば、鐵劍形四十二口に對しクリス形五口、有樋式三口、有柄式十三口となつてゐる事實、かつ筑前國筑紫郡須玖岡本聚落北にて甕棺中より鐵片を出し、その他銅鉞銅劍遺跡と同系の遺跡より屢、鐵滓の發見せらるゝ實例があり、殊にかの王莽の貨泉の發見せられた筑前松原に於て、長さ二寸餘の梯形板狀鐵器殘片と、長さ四寸斷面長方形なる鐵器殘片と各一個及び微細なる鐵片百三十二個を發見せる事實、また肥前國三養基郡柚比字安永田に於て、クリス形銅劍を藏せる甕棺埋没の接續地帯より鐵劍を發掘し、豊前國宇佐郡長洲町金屋廟森や、

對馬國下縣郡高原下ヒナタからも鐵劍を發掘し、對馬國上縣郡佐護白岳からは鐵鏃、朝鮮慶尙北道入室里からは鐵劍、鐵斧を發見し、讚岐國香川郡鶴市御殿山よりは鐵刀劍、鐵鏃、鐵斧、鐵鑿を發見せる事實等（高橋健自博士著「銅銚銅劍の研究」參照）を考慮に加ふる時は、中山博士が高唱せられた通りに、銅銚銅劍の行はれし時代に鐵器も亦併び行はれたもので、我が國が特に青銅時代なる一期を劃することなく、石器時代より直ちに石器及び青銅鐵併用時代に入りしとなす見解が、當時の支那方面の事情から考へても正當であると共に、所謂鐵劍形石劍が高橋博士のいはれるやうな、石器時代の遺物と見るを得べき打製の石槍より推移せるものと、或は細形銅劍や狹鋒銅銚を模したものなども存し得るであらうが、同時にまた或は鐵劍を模せしものも存し得べきではないかとすら考へられるのであり、「古式と認めらるゝ狹鋒銅銚が多く九州北部及び朝鮮以北より發見せにるゝに對し新式と認めらるゝ廣銚銅銚が殆ど對馬以南に局限せられ、その新式の鎔范は屢その中心地域に發見せられ、平形銅劍の原型と認められる細形銅劍が九州北部以北に豊富なるに對して、細形銅劍の退化型と認められる平形銅劍は、概ね讚岐附近に分布し、また南鮮に始めて現はれたるクリス形銅劍の古式なる狹銚にして莖大なるは、南鮮及び九州北部に局限せらるゝに對し、新式と認められる廣銚なるもの、及び狹銚なるも莖小なるは、九州以東廣く發見せられ、その新式なる廣銚の鎔范も亦その中心地域に發見せられたる事實」（高橋博士前掲論著參照）によれば、實用品たる銅銚銅劍が當時我が邦土に於て製造せられたるや疑はしく、或は主として支那

朝鮮方面より輸入せられたるにあらざるかを思はしむるものがあり、殆ど同時に鐵劍の輸入もあつたこと、推せられるのであるが、而もまた同時に各種の石劍が發見せられる事實によれば、「是等の青銅器鐵製品は主として上級貴族の所有であり、普通にはなほ石劍を使用せしものなるべきこと」既に高橋博士等の論ぜられた通りであらうと推せらるのである。

然るに他方に於て銅銚銅劍の使用時代と併行して、畿内地方を中心とせる銅鐸分布の地域があり、同時に我が國發見の銅鏃が「貝塚或は遺物包含層等に於ける發見に徴して、その上限は石器時代に觸れ、整備せる前方後圓墳に副葬せられしに鑑みて、下限を古墳時代の前半期に劃すべきであり、その型式は支那及び滿鮮に於ける遺物とは著しく異つて居り（但南鮮は内地と略同様なるやうである）、その分布は銅銚銅劍の如く大陸と直接の連絡なく、近畿を中心とせること寧ろ銅鐸に近似し、その地域は銅鐸の分布地域よりも更に東方に延長して關東に及んでゐる」とのことであるに對して、（高橋博士前掲論著參照）かの青銅器と併行せる時代の鐵鏃が主として九州北部にて發見せられ、四國の讚岐に於て銅鐵兩鏃の接觸を見るといふ事實は、また注目し値すべきことであり、かの銅鐸及び銅銚銅劍の分布が前漢末より後漢時代に亘れる殆ど同時代に、畿内を中心とせる文化相と九州北部を中心とせる文化相との併存を暗示するものと殆ど同様の暗示が、また銅鏃及び鐵鏃の分布によりても認められ得るのである。而も鐵鏃が銅銚銅劍と同じく、主として九州北部に於て發見せらるゝ事實は魏志に「或鐵鏃或骨鏃」とある記

事にも一致するのであり、たとひその時代に於て遺物の年代よりも多少後世の事實を傳ふるものであるとするも、なほその記事が畿内を中心とする文化相を意味するものと見るよりも、やはり九州北部を中心とする文化相に脈絡あるものと見た方がより正當であらうと考へられるのである。

かつまた畿内を中心として分布せらるゝ銅鐸の文様を見るに、多くはその狩獵圖なるが爲めでもあらうが、その武器として認めらるゝもので、その人物の手にするところは主として弓矢であり、その他の武器について記るさない場合が普通である。たゞ越前國坂井郡大石村大字井向出土、岡部直景氏所藏の銅鐸には、二人の人物の相格闘せる圖が現はされて居り、簡単な繪ではあるけれども、とにかく各手に兇器様のものを持つてゐるのであるが、その長さが短かく、またその握り具合から見ても、銅鉞銅劍といふやうな形式のものでないことは明かで、恐らく石劍の類ではないかと推考せられるのである。なほ大和國山邊郡丹波市町大字平尾發見の銅鐸に、二人の人物が相對して立ち、各一方の手には棒様のものを持ち、他方の手には利器か或は何か之れに類するものを持つてゐる略圖が見えるのであるが、之れは高橋博士の所説の通りに舞踊の狀を現はせるものと見た方が正しいやうに思はれるのであり、傳讚岐國出土大橋八郎氏所藏銅鐸や、出所不詳谷文晁氏所藏銅鐸などに畫かれてゐる人物と類似の意味合を現はせるものかと推考せられるのであるが(同博士著「日本原始繪畫」參照)、而ももしその一方の手に握れるものが利器であるとすれば、それはやはり銅劍銅鉞の類ではなく、恐らく短い石劍の類かと推せられるの

である。その事實は上野國群馬郡瀧川村大字八幡原發掘と傳ふる東京帝室博物館所藏の狩獵文鏡背の人物が、大刀と楯とを兩手に持ち、なほ槍様のものを書いてゐる事實と著しき對照をなすものである。その圖様も高橋博士のいはれる通りに舞踊の狀を書けるもので、前者が薩摩の棒踊類似のものなるに對して、後者は陸中の鹿踊類似のものであり、その弓矢を書かざるは、當時弓矢を有しなかつたことを示すものではなく、その圖様が狩獵を終へた後、その日の幸を祝ふ様を表はせる性質のものなるが爲めであらうとなす見解は、當らずと雖も遠からざる考へで、確かに傾聽すべきものであらうが(同書參照)。而も前者に長刀大劍を書かずして、たゞ短刀様の利器を持つてゐる狀を書いてゐるのは、或は當時なほ大劍長刀の類を有しなかつたのではないかといふ疑問を惹起せしむべき可能性を有するものとして認むべきであらうと考へる。これ蓋し畿内中心地方に於ける銅鐸時代と古墳時代との文化相の相違を暗示するものであり、同時に畿内中心地方に於ける銅鐸、銅鏃の使用時代と同一時代に、北部九州を中心とせる地方に於て銅劍、銅鉞、鐵劍、鐵鏃を以て表示せらるゝ文化相の存在せしことをも、亦暗示するものではあるまいかとも推せられるのである。

されど三國魏の時代に下りては、魏志に「兵用ニ矛楯木弓」このみありて、刀劍についての記事がないからといつて、當時九州は勿論、畿内地方に於ても刀劍の用を知らなかつたとは思はれないのであり、それは恰も「其地無ニ牛馬」と記るされあるも、必ずしも當時牛馬、殊に馬の存在を否定すべき理由なき

と同様であらう。随つてその記事は魏志の記載が畿内方面の事實を傳ふるものか、或は九州方面の事實を傳ふるものか、之れを決すべき史料としては、何等重要なる價值を有するものではあるまいが、而もその骨鏃と共に鐵鏃の使用を特記せることは、やはり畿内方面よりも寧ろ九州方面の事實との關聯を思はしむるものが存するのである。

二二

それから「始死、停_レ喪十餘日、當時不_レ食_レ肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒」とある記事について、那珂博士は停喪十餘日ハ十餘日ノ間葬ラザルナリ。當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒ハ後漢書ニ家人哭泣、不_レ進_ニ酒食、而等類就歌舞爲_レ樂ト書ケリ。意ハ異ルコトナシ。喪ヲ停ル間歌舞スルコトハ皇國ノ古俗ニシテ、古事記上卷天若日子ノ死タル時、天若日子之妻、下照比賣之哭聲、與_ニ風響_ニ到_レ天、於_レ是在_レ天天若日子之父、天津國玉神、及其妻子聞而降來哭悲、乃於_ニ其處_ニ作_ニ喪屋、而河雁爲_ニ岐佐理持、鷺爲_ニ掃持、翠鳥爲_ニ御食人、雀爲_ニ碓女、雉爲_ニ哭女、如此行定而、日八日夜八夜以遊也トアル趣ニヨク合ヘリ」となし、記傳に「遊也ハ阿曾備伎と訓ベシ。遊とは管絃歌舞のたぐひを云て、樂の字に當れり云々。上代には殯時むむねと樂_{アツビ}せしこと、此餘も古書にあまた見ゆ。書紀允恭天皇崩坐し處に、新羅王聞_ニ天皇既崩、驚愁之、貢之調船八十艘及種々樂人八十云々、泊_ニ于難波津、則皆素服之云々、張_ニ種々樂器、自_ニ難波_ニ至_ニ于京、或哭或歌

儼、遂參_ニ會於殯宮_一也、天武卷天皇崩坐し處に云々、次國造等、隨參赴各誅之、仍奏_ニ種々歌舞、持統卷に元年春正月丙寅朔、皇太子率_ニ公卿百寮人等_一、適_ニ殯宮_一而慟哭云々、奠畢、膳部采女等發_レ哀、樂宮奏樂、二年冬十一月乙卯朔戊午、皇太子率_ニ公卿百寮人等_一、與_ニ諸蕃賓客_一、適_ニ殯宮_一而慟哭焉、於_レ是奉_レ奠、奏_ニ楯節儼_一云々、これも同天皇の大御殯の時なり。又繼體卷に近江の毛野臣が新羅より還さまに、津島にて死りしを、本郷に返し葬るとて、淀川を船より上る時に、妻の哥に比_ヒ權_カ笈_ダ喩_フ輔_エ枳_キ能_ノ明_ボ樓_ル云々なごあり。喪葬令に遊部とある者も、師は此遊をなす者ならむと云れき義解の説は誤なるべし。さて喪に如此樂せしは何の所以ぞと云に、まづ人の死たるは彼天照大御神の天_ノ石屋に隱坐_{コモリマシ}て、世の闇夜_{ヤミヨ}になれりしに類_ニたる故に、其時の故事をまねびて哥_{ウタヒアッヒ}樂_ビて、其人を復此世に還りたまへと招_ヲ禱_{ギイ}る意より起れり。そは鎮魂祭の儀にも彼古事をまねぶ儀_{ワザ}あるにてささるべし。然るを書紀にはたゞ八日八夜啼哭悲歌とのみ云_{アッヒ}て樂_ビの_レことを記されざるは、御國の古禮を忘れてひたぶるに漢_{カラ}さまに書きなされたるものなり。悲歌とのみにては古意に背ける物をや」とある本居大人の議論を引用して居られるのである。

然るに和辻哲郎氏は「それは人間の死の場合に行はれる、呪禁の一種であつて、喪主が泣き、家人が肉を絶つてゐる間に、他人がその家に集つて酒を飲みつゝ、歌舞するのである。喪主が泣くのは、自然に死に伴つた悲哀の故であらう。他人が歌舞するのは、死が印象する恐怖に對抗するための、本能的の心の表現であらう。」(「日本古代文化」三九頁)「上代の日本人は葬儀の際に歌舞を行つた。これは若日子の葬儀の

際に日八日夜八夜を遊びたりきといふ話と一致する。天の石屋戸の踊りも、この風俗から出た話であらう。(同書三八三頁)「彼れは demon の力をふせぐために、人類學者の所謂 taboo magic 等の儀式を發明する。taboo とは「物忌み」である。死者及びその一族に近よらない。喪屋を立てる。産婦に近よらない。産屋を立てる。これらの上代の風俗はそれが破られた時に、そこに悲劇が起らなければならぬ程の重大な意義を持つた」(同書三九九頁)と論じて居られるのであるが、然し天の石屋戸の踏りや、若日子の葬儀に日八日夜八夜を遊んだといふ物語は、「死が印象する恐怖に對抗するための本能的の心の表現」を意味するものとして認められるであらうか。もとより喪屋を造りて死者を置くといふ上代の風俗は、死者を忌むといふ考へと密接の關係を有するもので、その點に於ては産婦の爲めに産屋を建てる事實と、類似の思想に基くものであり、一種の taboo に屬すべきことは、恐らく異論なきところであらうと思はれるし、古事記にも伊邪那岐命が伊邪那美命を相見たく欲して、黄泉國ヨモツに追ひ往きて、その殿内に入りて見ませしに、「宇士多加禮斗呂呂岐豆ウジタカレトロロギテ、於レ頭者大雷居、於レ胸者火雷居、於レ腹者黑雷居、於レ陰者拆雷居、於レ左手者若雷居、於レ右手者土雷居、於レ左足者鳴雷居、於レ右足者伏雷居、并八雷神成居」云々とあるやうに、死者には demon の附き居るものとなす思想も、亦古い考へとして認められ得ることではあらうが、而もたゞその死に對する恐怖の爲めにのみ、十餘日に亘りて歌舞飲酒し、或は「日八日夜八夜を遊んだ」と認むべきものであらうか、疑ひなきを得ないのである。

元來魏志に「始死停_レ喪十餘日」とあるのは、果して倭人本來の風習であるかどうか不明であり、支那にも所謂殯禮なるものがあり、たとへば禮記檀弓に「子思曰、喪三日而殯(中略)三月而葬」とあるやうに、少くとも漢代に於ては殯禮三月の制も行はれたものゝやうで、その時日には相違あるも、喪屋を建て、殯禮を行ふといふ思想には相通ずるところがあり、既に「封_レ土作_レ冢」といふ事實が我が民族最古の風習ではなく、恐らく支那文化の影響によりて生ぜしものかと推せられること、曩に論じた通りであるからには、所謂殯禮を行ふといふ風習も、或は支那文化の影響に基くものにあらずやといふ疑問も亦濃厚ならざるを得ないのである。なほ「當時不_レ食_レ肉」といふことも、同じく禮記檀弓に「曾子曰、喪有_レ疾、食_レ肉飲_レ酒」とあり、曲禮にも「有_レ疾則食_レ肉飲_レ酒、疾止復_レ初」とあるやうに、支那に於ても肉を食せざることを以て、喪者の常禮となしたのであり、喪中の食飲についての規定は喪大記にもその大要を載録してゐるのである。のみならず同じく禮記喪大記に「始卒、主人啼、兄弟哭、婦人哭踊」とあり、「小斂、主人即_レ位于戶内、主婦東面乃斂、卒_レ斂主人馮_レ之踊、主婦亦如_レ之」とあり、「擯者進、人拜稽顙、君稱_レ言、視_レ祝而踊、主人踊」とあり、「君弔見_レ尸柩_レ而後踊」とあり、檀弓にも「子思之哭_レ嫂也、爲_レ位、婦人倡_レ踊、申祥之哭_レ言思也、亦然」とあり、「土備入而後、朝夕踊」(陳註云、國君之喪、諸臣有_レ朝夕哭踊之禮)とあり、「辟踊哀之至也、有_レ算爲_レ之節文也」(疏云、撫_レ心爲_レ辟、跳踊爲_レ踊、是哀痛之至極、若不_レ裁限、恐_レ僞_レ其性、故有_レ算以爲_レ之準節、每一踊三跳、三踊九跳爲_レ一節、士三日有_レ三次踊、大夫四日五踊、諸侯六日七踊、天子八日九踊、故云爲_レ

之節文_一也)とあり、「人喜則斯陶、陶斯咏、咏斯猶、猶斯舞、舞斯愠、愠斯戚、戚斯歎、歎斯辟、辟斯踊矣、品_三節斯、斯之謂_レ禮」_二とあるやうに、また儀禮などにも哭踊に關する類似の記事を見るやうに、支那に於ても葬喪に際し、啼哭倡踊することは、古くより行はれてゐたところであるから、「喪主哭泣、他人就歌舞飲酒」とある倭人の習俗も、或はこれ等の支那の習俗の影響ではないかといふ軽い疑ひも生ずるのである。

けれども強い烈しい喜びや悲しみに會して、感情の激動せし時に歌ひ舞ふといふことは、人間自然の至情であり、必ずしも他に學んで始めて知るべきことではないのであるから、既に漢代に於ても或はそれ以前より、たとへば「每一踊三跳、三踊九跳爲_二一節、士三日有_三三次踊、大夫四日五踊、諸侯六日七踊、天子八日九踊」といふが如くに、頗る形式化した支那の踊禮を模倣せりとは寧ろ考へ難いことであり、また服喪者が肉を食しないといふことも、必ずしも支那を中心とした風習でもないのであるから、これも亦支那文化の影響とのみ見るべきではあるまいと思はれるのであるが、たと「停喪」の習俗は「封土作家」の風習と共に、支那文化の影響として認めらるべき可能性は相當に強いのである。殊にその風習の性質上よりして之れを見るも、一方に於て死者を忌むといふこと、たとへば伊邪那岐命がヨモツクニ黄泉國より還りて、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に到りまして、禊祓ひをされたといふ思想、その穢を滌ぎ祓ひ淨める際に、その穢より八十禍津日神即ち多くの demons を生じたといふ思想、即ち魏志に「已葬、舉_レ家詣_二水中、澡浴以如_二練沐_一」_二とある記事によりて現はされてゐる思想は、支那には全く存しない思想で、支那の所謂

練沐とは父母の喪一年を過ぎて、小祥の祭を行ふ時に、沐浴して練衣を着ることにて、全くその意義を異にしてゐるのであるから、恐らく我が國古來の思想習俗であらうと思はるゝのに、他方に於ては實に「停喪十餘日」に及び、その間「他人就て歌舞飲食」することは、決して死を恐れ死者を忌む爲めの呪禁として認むべき性質の風習ではなく、支那に於ても古くより行はれてゐる殯禮招魂の儀と相通すべき性質の風習であり、伊邪那岐命が伊邪那美命を戀ひて、黄泉國ヨモツクニにまで追ひ往きて、その還らるべきことを請ひ求めしが如き、天照大御神が天の石屋戸にかくれまし、時、之れを誘ひ還らしめんが爲めに、天宇受賣命アマノウケメが八百萬の神たちと共に、樂アツびし咲ワラひたりとあるが如き、何れも招魂還生の儀とその意相通ずるものであり、かの天若日子の死せし時に「日八日夜八夜以遊也」とあるが如きも、更に死に對する恐怖の思想を表はすものとして認むべき形迹なく、寧ろ死者に戀々たる至情を現はすものとして認めらるべき思想であり、而も「此時阿遲志貴高日子根神到而、弔アジシキタカヒコノノカミイタリ天若日子之喪イマシケリトイヒテ時、自レ天降到天若日子之父、亦其妻、皆哭云、我子者不レ死有ケ祁理、我君者不レ死坐祁理云、取ニ懸手足ニ而哭悲也」とあり、その過てる所以はこの二柱の神の容姿がいとよく相似たりしたためなりと見えて居り、そこで阿遲志貴高日子根神は大に怒り、「我は愛しき友なれこそ、弔ケひ來つれ。何とて吾を穢ケき死人に比ふると云ひて、御佩せる十掬劍を抜きて、その喪屋を切り伏せ、足を以て蹶ケ離ケちやりさ」とあるのであるから、やはり若日子の招魂がその八日八夜の遊ケびの主要目的であつたことが推せられるのである。もとよりその容姿の類似の爲めその還生と誤ケまれ

た高日子根神が、その穢き死人に比せられしを怒りて、その喪屋を切り伏せたりとあることは、死者の穢を忌むといふ思想の現はれであり、随つて伊邪那岐命が伊邪那美命に附せし demons を恐れて遁げ歸られたといふ思想と同様に、死者に附着する多くの demons に對する恐怖、引いては死に對する恐怖の觀念を現はしてはゐるが、その恐怖の觀念の爲めに呪禁として遊びをなしたといふ意味合は全然含まれてゐないのであり、伊邪那岐命の場合はその八雷神の率ゐる、千五百の黄泉軍の追跡を遁れ、千引の石をば黄泉比良坂に引塞えて之れを防いだとあり、高日子根神の場合は十掬劔を抜きて、その喪屋を切り伏せて、足を以て蹶離ちたとあるのであり、一は大石の力、一は靈劔の力をば、死に對する恐怖、即ち demons に對する呪禁(magic)として利用せるものであり、その歌舞との關係を推想すべき何等の事實をも傳へてゐないのである。されば葬喪に際して行はる、歌舞を以て、「其人を復此世に還りたまへと招禱る意より起れり」となす、本居大人の解釋を以て正當と認め、随つて魏志倭人傳の「他人就歌舞飲酒」なる記事も、亦同様の意味に解すべきであらうと考へるのである。

けれども本居大人がこの習俗を以て我が國の古禮と認め、書紀に「八日八夜啼哭悲歌」と記るせしを、「御國の古禮を忘れて、ひたぶるに漢さまに書きなされたものなり」と非難せられたのは如何であらうか。もとより「悲歌とのみにては古意に背けるもの」なることは、大人の論ぜられた通りであらうと思はれるのであるが、而もその所謂古禮と認められる習俗も、果して本來我が民族固有の習俗として認むべき

であらうか、或は支那文化の影響によるものとして認むべきであらうか、疑なきを得ないのである。

而もその風習が支那の古禮招魂の習俗より脱化せる思想に基くものであるとするも、或は別に我が民族の間に於て古く發生せる思想であるとするも、魏志に「始死、停喪十餘日、當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬舉家詣水中澡浴、以如練沐」と見えてゐる倭人の習俗は、古事記、書紀等に我が國の古俗として傳ふるところとその意味合上確かに似かよへるものであり、所謂倭人を以て我が民族と異なる習俗のものとして認むべき、何等の理由をも提供するものにあらざることとは、異議なきところであらうと考へる。されど三國時代に於ける死者喪葬の禮に關する是等の風俗は、その畿内地方の習俗を意味するものであるか、或は九州地方の習俗を意味するものであるか、之れを辨別すべき確實なる手がかりを與ふるものではないのであり、その根本の意味に於て記紀の傳ふる古俗に一致することは、或は畿内方面の風習と連絡あるものゝやうではあるが、而もその形式上に於ては兩者の間にまた多少の相違があり、魏志には「停喪十餘日」とあり、「喪主哭泣、他人就歌舞飲酒」とあるに對して、記紀にはその父やその妻が哭き悲しみ、「日八日夜八夜」他のものと共に歌舞せしやに推せられるが如き、その形式上の小異はたゞ時代の相違によるものとも思はれるし、或は魏志の記するところは九州方面の習俗を傳へしものにあらずやとの疑念をも生ぜしめ得るのである。(未完)

橋 本 増 吉